

水道料金の統一化と 施設整備を進めるために 平均11.88%の引き上げが必要

～水道事業審議会が市長へ答申書を提出～



西原市長に答申書を手渡す
佐藤会長（左）

問い合わせ 水道課 不知 ☎0081

水道事業審議会での検討
市では、今後の経営の健全化を図るため、市内事業者や消費者団体の代表、学識経験者らで構成される市水道事業

財源確保が困難に
水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインです。地震などの災害にも影響を受けることなく、安全でおいしい水を安定して皆さんにお届けするためには、配水池の設備改修や古くなった水道管の取り替えを計画的に行っていくなければなりません。しかし、これらの施設整備に必要な経費を確保することが、赤字経営のため困難になってきました。

厳しい経営状況
本市の水道料金収入は、給水人口の減少や景気低迷による大口利用企業の水需要の落ち込みなどにより、年々減少傾向にあります。また、経営面では人員削減や高利率の企業債（施設整備を行うための借金）の繰上償還など経費節減に努めてきましたが、平成20年度以降は3年連続の赤字決算となっています。

今後の手続きについて
市は、答申に基づき市水道事業給水条例の改正案をまとめ、来年の市議会2月定例会に提案する予定です。（水道料金の改定には、市議会の議決が必要となります）

審議会（会長・佐藤克昭、浜松学院大学教授）を今年3月に設置。6回にわたる審議の結果、11月24日に開催された最終の審議会において、市長へ次のように答申しました。
▼不均衡是正のために相良・榛原の両地域の料金を統一化する
▼経営基盤強化のため、料金改定が必要。来年度から料金を平均で11.88%引き上げる
その他の審議会の意見として、「社会経済情勢や事業経営の観点から5年ごとに料金を見直し、大幅な料金改定は避けること」「経営の更なる基盤強化に向けて他の水道事業体との将来的な広域化を検討すること」などが示されました。

水道料金の改定案

■基本料金（消費税抜き）

水道管の口径	改定案	現行の料金	
		相良地域	榛原地域
13ミリ	1,600円	1,400円	1,400円
20ミリ			1,400円
25ミリ	2,560円	1,560円	2,560円
30ミリ	4,130円		4,130円
40ミリ	6,320円		6,320円
50ミリ	9,750円		9,750円
75ミリ	18,850円	18,850円	18,850円
100ミリ	32,150円	32,150円	32,150円

（1カ月当たり料金。水道料は、基本料金と従量料金の合計額に消費税(5%)を乗じた額となります）

▶一般家庭（口径13ミリ）で月に20㎡（=20トン）の水を使用した場合

従来料金：「基本料金（1,400円）＋従量料金（150円×10㎡）×1.05＝3,045円
新料金案：「基本料金（1,600円）＋従量料金（175円×10㎡）×1.05＝3,517円
3,517円－3,045円＝472円（15.5%）の値上げとなります。

【参考：家計にやさしい水道水】

472円といえば、1本150円の500ミリリットルの水のペットボトル約3本分です。水道水の値段はペットボトル「2000本分(1㎡)」で175円。安くおいしい水道水を飲めば、家計も助かりますね。

■従量料金（1㎡当たり単価。消費税抜き）

使用水量	改定案	現行の料金		
		榛原地域	相良地域	
			口径が13ミリと20ミリ	口径が25ミリ以上
10㎡まで	無料	無料	無料	無料
11～25㎡	175円	150円	150円	175円
26～50㎡	180円	160円	160円	180円
51～100㎡	185円	175円	185円	185円
101～500㎡	190円	180円	190円	190円
501㎡以上	195円	185円	195円	195円

65歳以上の皆さんの 介護保険料の見直しを行っています

～第5期介護保険事業計画を策定中～

問い合わせ 高齢者福祉課 本杉 ☎0076

介護保険事業計画とは
介護サービスが今後どれだけ利用されるかなどを見込み、介護保険制度が円滑に運営できるように、3年を一期として全国の市町村で策定する計画のことです。
次期計画（平成24年度から26年度まで）について、現在被保険者の代表者などで構成される介護保険事業計画策定懇話会で協議され、本年度中に次期計画期間内の介護保険料が決定されます。

費用負担の仕組み
皆さんが納めている介護保険料は、介護保険制度を運営していくための大切な財源です。
今後、2055年には4人に1人が75歳以上の高齢者になると予想されており、次期計画期間から全国の40歳～64歳の人口が減り、65歳以上の人口が増えることが予測されています。このことから、第1号被保険者（65歳以上）の負担割合が20%から21%に引き上げられることが、国の方針として決定されています。
また、この介護保険料は、

介護保険料の見直し
3年ごとに見直しが行われる仕組みになっています。

■介護保険料の負担割合の変化（第4期→第5期）

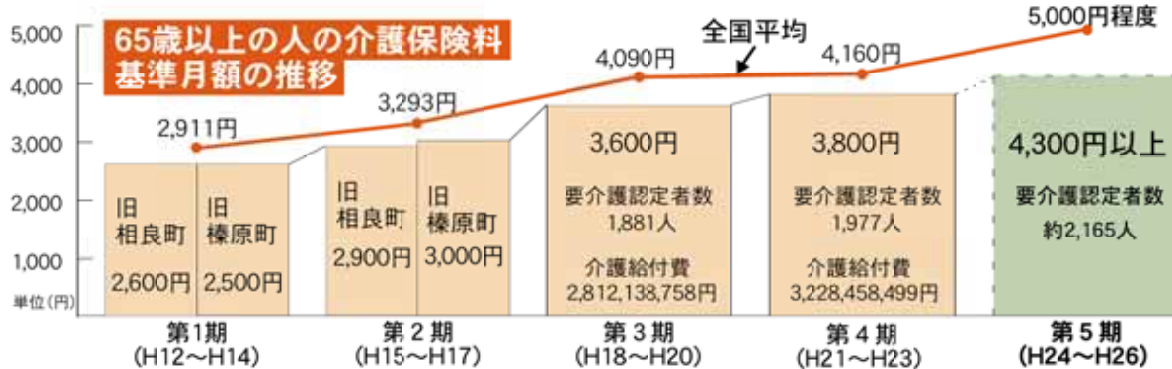
第4期 (H21～H23)	公費 50%	40～64歳の人	65歳以上の人
	(国25%、県12.5%、市12.5%)	30%	20%
第5期 (H24～H26)	50%	1%減少	1%増加
		29%	21%

ここがポイント！

～20%→21%になると～
現在の基準月額（3,800円）の負担割合が1%増えるだけで、およそ200円の増額となります
 $(3,800円 \div 20\% \times 21\% = 3,990円)$

皆さんの意見をお聞かせください
現在、介護サービス利用量などを精査し、保険料の算出作業を進めています。事業計画書の内容については12月下旬ごろから24年1月中旬にかけて市のホームページに掲載し、パブリックコメント（意見公募手続）を実施します。皆さんからいただいた意見を踏まえて策定した保険料（案）は、24年の市議会2月定例会での審議を経て決定されます。

次期保険料の見直し
介護保険制度が始まったばかりのころの第1号被保険者の基準月額は、2500円ほどでしたが、認定者数の増加に伴い第4期では3800円となりました。今回の見直しについても、今後増加すると思われる介護サービス利用者数の伸び、入所施設の待機者解消に伴う施設整備などを考慮し検討していますが、4000円以上となることは避けられない状況となっています。なお、厚生労働省の試算においても、全国平均で5000円程度と予測されています。



料基準額については、24年5月の広報紙に掲載して、お知らせしていきます。